

**生駒南小学校・生駒南中学校
施設一体型整備事業基本計画
(案)**

令和7年〇月

生駒市

■ 目次

I	これまでの検討経緯と計画の位置付け	5
II	基本計画策定にあたっての条件整理	
1.	上位計画・関連計画	
(1)	文部科学省の各種指針	8
(2)	市の行政計画	10
2.	計画地概要	
(1)	生駒市の概要	11
(2)	計画地の概要	
a.	概要	12
b.	現況写真	13
c.	敷地周辺インフラ状況	14
(3)	小学校及び中学校の概要	15
(4)	児童生徒数の推移	16
III	施設計画	
1.	校舎づくりコンセプト	18
2.	計画諸室	
	所要室一覧	22
3.	構造計画の方針	
(1)	計画の方針	24
(2)	耐震性能の目標	24
4.	設備計画の方針	
(1)	計画の方針	26
(2)	電気設備計画の方針	26
(3)	機械設備計画の方針	27
(4)	セキュリティ計画の方針	27

IV 配置・平面ゾーニング計画

1. 敷地利用計画・配置計画

- (1) 既存施設の継続利用の方針 29
- (2) 建設位置の方針 30

2. 平面ゾーニング計画・フロア構成

- (1) 施設配置の方針 31
- (2) 基本計画案 33
- (3) コンセプトの具現化 38

V 付加機能

1. 防災計画

- (1) 計画の方針 51
- (2) 学校施設における避難所機能強化の考え方 52
- (3) 非常用電源の方針 56

2. 環境配慮計画

- (1) ZEBへの取り組み 57
- (2) 環境配慮計画の立案 58

VI 整備費概算・事業スケジュール

- 1. 整備費概算 63
- 2. 事業スケジュール 63

I これまでの検討経緯と計画の位置付け

■これまでの検討経緯

全国的な少子化の傾向と同様に、生駒市でも少子化が進行しています。今後 20 年間で児童生徒数は約 25%超の減少が見込まれており、既に小規模校として運営を行っている学校もある中、ますます小規模化が進行することが懸念されています。

今後、このような児童生徒数の減少に対応しつつ、21 世紀を生き抜くしなやかでたくましい人づくりを進めていくには、変化が激しく多様化が進む社会の中でも様々な情報や出来事を受け止めながら課題を見つけ、自ら率先して主体的に判断・行動し、他者と協働しながら課題を解決していくための力の育成を図る必要があります。児童生徒数の減少が見込まれる中、子どもたちが「学び合い、高まり合える」環境を保障するためにも、国が推進している小中一貫教育や教育環境の維持・充実を図り、一人ひとりの個別最適な学びができる施設整備し、様々な人たちとの協働的な学びを実現していく環境を整えることが重要になります。

生駒市では、これらの状況を鑑みて平成 30 年 4 月に生駒市学校教育のあり方検討委員会を設置し、令和 2 年 2 月に答申を受けました。当該答申では、生駒南中学校区の学校規模適正化の方向性として、通学区域の見直しや小中一貫教育の推進も視野に入れた学校規模適正化の検討について言及されました。また、「学校再編（統合）」が学校規模適正化の有効な手法の一つとして示されたことから、生駒南小学校及び生駒南第二小学校においては、保護者・地域住民・学校・行政から構成される地域協議会が設置され、それぞれからの意見書が生駒市教育委員会に提出されました。

提出された意見書をもとに、生駒市教育委員会及び生駒市総合教育会議で審議・協議を重ねた上で「生駒市立小・中学校の再編等に係る方向性（令和 3 年 1 月）」を決定し、生駒南小学校、生駒南中学校の改修のあり方と、生駒南 2 中学校の規模の適正化及び校区の見直しを速やかに検討していくこととなり中学校の規模の適正化及び校区の見直しを速やかに検討していくこととなりました。

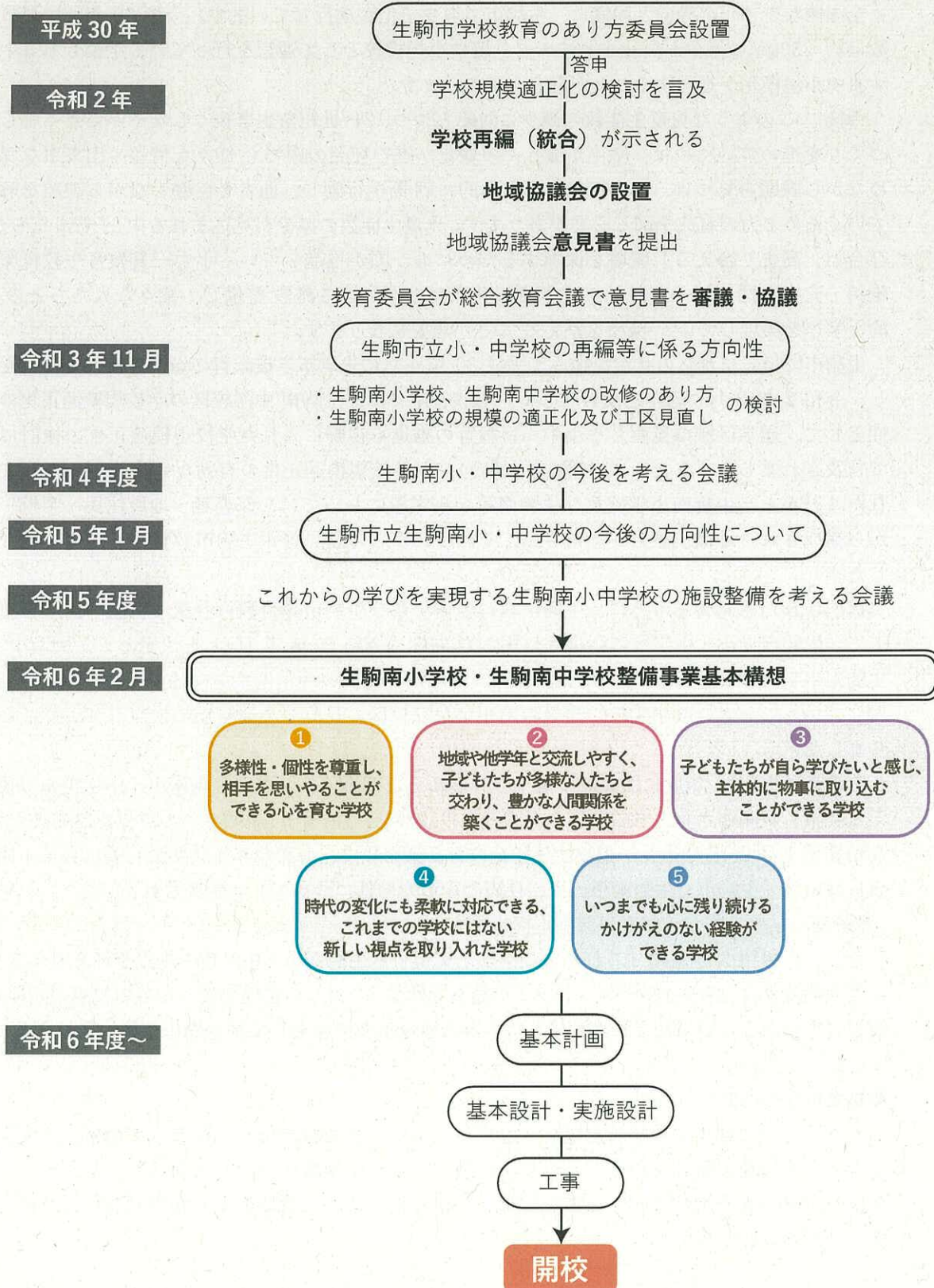
その後、令和 4 年度に関係者で構成される新たな協議体として「生駒南小・中学校の今後を考える会議」が開催され、当該会議や保護者向け説明会、住民向け説明会での意見を踏まえた上で、令和 5 年 1 月 23 日に市長が招集する総合教育会議を経て、令和 5 年生駒市教育委員会第 1 回定例会において「生駒市立生駒南小・中学校の今後の方向性について」が議決されました。

（生駒南小学校・中学校整備事業基本構想 抜粋）

そして、令和 5 年度に「これからの学びを実現する生駒南小・中学校の施設整備を考える会議」が 3 回開催され、議論やワークショップの意見を踏まえ、新しい学校を作るための視点が定められ、新しい生駒南小・中学校を整備するための方向性を示すものとして基本構想が策定されました。

■基本計画の位置付け

本計画ではこれまでの経緯を踏まえながら、小中一貫教育を行う学校としての学びや交流、防災等の必要機能の整理を行うとともに、保護者の方々や地域住民の方々向けのワークショップを開催し、保護者や地域の方々の声を反映した建設地における敷地利用や施設配置の方針について検討を行うこととします。



Ⅱ 基本計画策定にあたっての条件整理

1. 上位計画・関連計画

計画の前提条件となる国の各種指針や法令、生駒市の主な行政計画・教育目標を整理し、その中における本事業及び計画地の位置づけを把握します。

(1) 文部科学省の各種指針

■小学校・中学校学習指導要領

(平成 29 年 3 月告示 令和 2 年度 (小学校)・令和 3 年度 (中学校) 全面实施)

学校教育法等に基づき、各学校で教育課程 (カリキュラム) を編成する際の基準が定められています。平成 29 年の改定のポイントとして下記が挙げられています。

- 子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の推進
- 社会と共有し連携する「社会に開かれた教育課程」の重視
- 道徳教育の充実や体験活動の重視による「豊かな心や健やかな体を育成」

■小学校・中学校施設整備指針 (令和 4 年 6 月)

学校教育を進める上で必要な機能を確保するための留意事項を示したものです。令和 4 年の改正では、1 人 1 台端末環境のもと、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に向け、新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について記述されました。

■新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について (令和 4 年 3 月)

学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項が示されています。令和 4 年の改定では「“Schools for the Future”「未来思考」で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体を学びの場として創造する」というキーコンセプトを掲げ、以下の 5 つの方向性を示しています。

- 学び：個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現
- 生活：新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現
- 共創：地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現
- 安全：子供たちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現
- 環境：脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現

■エコスクールー環境を考慮した学校施設の整備推進ー (令和 4 年 6 月)

環境を考慮した学校施設 (エコスクール) の整備に関して「施設面・運営面・学習面」の 3 つの視点から留意事項が記載されています。

■近年の災害から学ぶ避難所となる学校施設について～バリアフリー化の取組事例集～

(平成 30 年 3 月)

近年の災害で避難所となった学校施設で聞かれた避難者の声や、避難所となる学校施設のバリアフリー化の重要事項などを事例集として取りまとめています。

■避難所となる学校施設の防災機能に関する事例集（令和2年3月）

避難所となる学校施設の防災機能強化等に向けた取組を推進する際の参考となるよう、学校施設の防災機能整備の取組が記載されています。

■学校施設バリアフリー化推進指針（令和2年12月）

学校施設のバリアフリー化に関する基本的な考え方や計画・設計上の留意点等について記載されています。

■学校施設のバリアフリー化の加速に向けた取組事例集（令和4年6月）

学校施設のバリアフリー化の加速に向けた取組を推進する際の参考となるよう、学校施設のバリアフリー化の取組が記載されています。

■2050年カーボンニュートラルの実現に資する学校施設のZEB化の推進について

ー既存学校施設における快適で健康的な環境づくりと脱炭素化に向けてー（令和5年3月）

学校施設の脱炭素化に関するワーキンググループを設置し、学校施設のZEB化の推進方策等について報告書として取りまとめています。

■ZEBチェックポイント～設計におけるZEB対応確認事項～（令和6年3月）

大学、高専などにおける教室棟や研究棟等の標準的な施設を対象として、ZEB化の手法を示すとともに、施設整備の際にZEB化（ZEB Ready相当）を実現するための設計段階でのチェックポイントなどをまとめています。

(2) 市の行政計画

■第6次生駒市総合計画（令和5年9月）

将来都市像「自分らしく輝けるステージ・生駒」のもと、まちづくりの方向性とその実現のための取組方針について記載されています。

■第2期生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3年7月）

3つの基本目標のもと、目標人口達成に向けた各戦略・製作について記載されています。

- 基本目標1：子育てしやすいまち
- 基本目標2：働き盛り世代が希望の仕事ができるまち
- 基本目標3：働き盛り世代が住みたいまち

■生駒市都市計画マスタープラン（令和3年8月）

都市計画の基本方針を示しており、現状の課題や都市構造、土地利用、交通計画、計画づくり等の方針について記載されています。

■第3次生駒市教育大綱（令和6年6月）

基本理念『自分らしく「遊ぼう」「学ぼう」「生きよう」みんなでいこまを楽しもう』及び基本方針「主体的に楽しく学ぶ人であるために」「学びを通してつながり合える地域であるために」「多様な学びを支える環境づくりのために」のもと、方針や具体的施策が挙げられています。

■第3次生駒市教育大綱概要版（令和6年8月）

第3次生駒市教育大綱を5つのテーマに分類し、簡潔にまとめられています。

- テーマ1：自分で選び、自分に合った方法で、自分で学ぶ
- テーマ2：みんなが楽しく学び個性を発揮できる場をつくる
- テーマ3：ダイバーシティ&インクルージョンを推進する
- テーマ4：より地域づくりへの意識を深め、「地域と共にある学校」へ
- テーマ5：先生たちがより楽しく働きやすい環境をつくる

■生駒市の学校教育の目標（令和6年）

「生駒を愛し、21世紀を自分らしく生きることができる主体的と協働力のある子どもの育成」生駒市のめざす子ども像が4つ記載されています。

- ◇21世紀を自分らしく生きる子ども
- ◇多様性を認識・尊重し、行動できる子ども
- ◇挑戦を続けるたくましい子ども
- ◇ふるさと生駒を愛する子ども

■生駒市総合防災マップ（令和5年5月）

計画地の現生駒南小学校・生駒南中学校は地震時の緊急避難場所、避難所に指定されています。

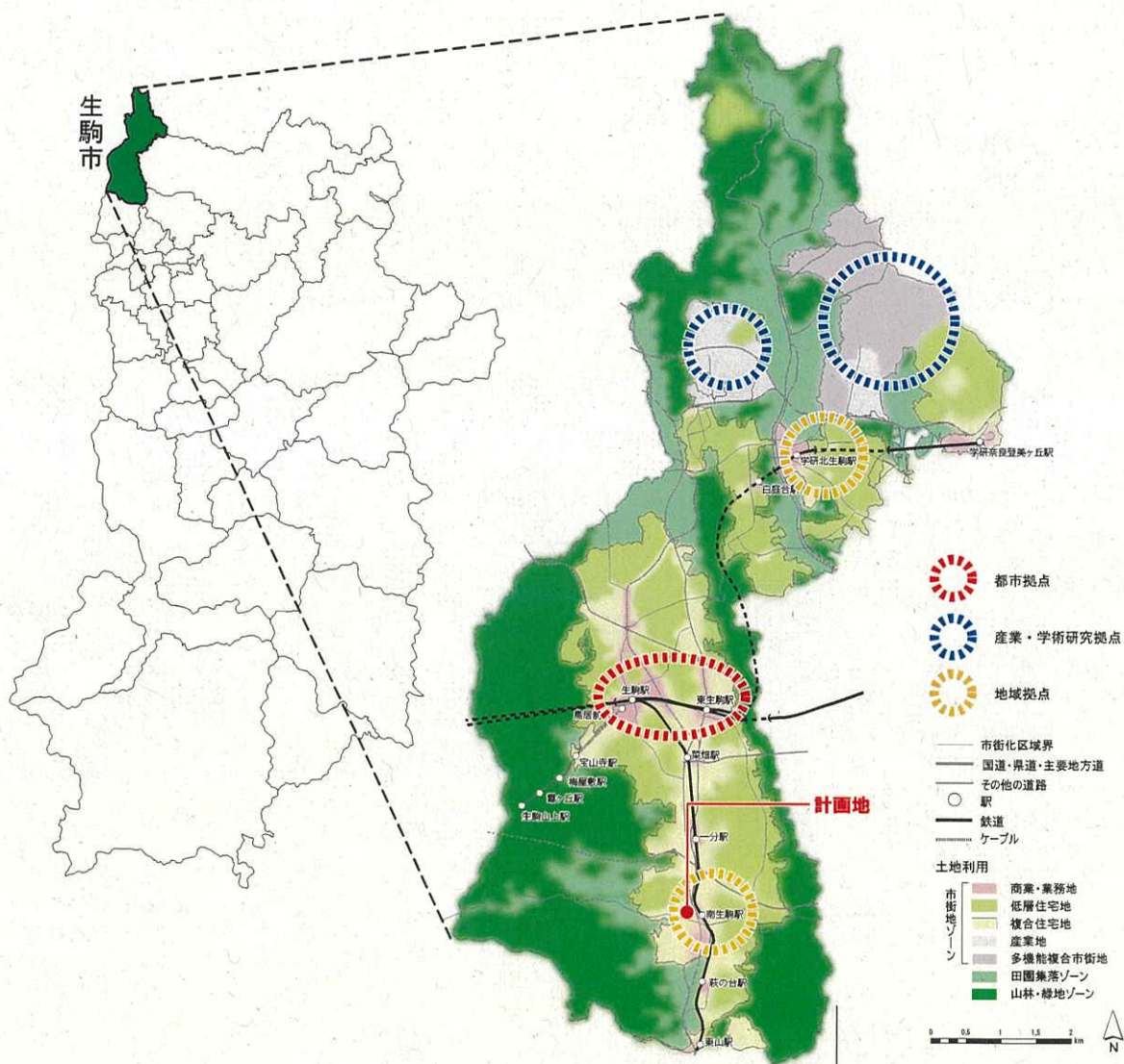
■第2期生駒市スポーツ推進計画（令和6年3月）

基本理念「スポーツがつむぐ いこまの“わ”～“笑顔”と“元気”で1.2.3.～」のもと、市民の健全なスポーツ実施と健康づくり・体力づくりの基本的な取り組み、市民自身に期待する活動を示しています。

2. 計画地概要

(1) 生駒市の概要

生駒市は、奈良県の北西端に位置し、東は大阪府、西は奈良市・大和郡山市、南は生駒郡平群町、北は京都府に接し、西に生駒山地、東に矢田丘陵、西の京丘陵があります。交通としては、近鉄奈良線・近鉄けいはんな線・近鉄生駒線が接続している近鉄生駒駅があり、日本で最初につくられたケーブルカーが、生駒駅前の鳥居前駅から宝山寺や生駒山頂とを結んでいます。東西に、第二阪奈有料道路、阪奈道路、国道 163 号線、国道 308 号線、市道奈良阪南田原線が横断し、南北に国道 168 号線、県道枚方大和郡山線が縦貫しています。「高山茶釜」をはじめ茶道具、編み針などの竹製品の製造が盛んで、茶釜の里の近くには文化学術研究・交流施設が整備されています。まちのシンボル生駒山には、テレビアンテナ群や、遊園地があり、大阪平野、大和盆地を眼下に見下ろす山頂からの眺望が見事で、夜景も特に美しいことで知られています。生駒山の南には、その昔芭蕉が歩いたことで知られる暗がり峠越えの道（暗峠）があります。



(出典：生駒市都市計画マスタープラン【土地利用方針図】)

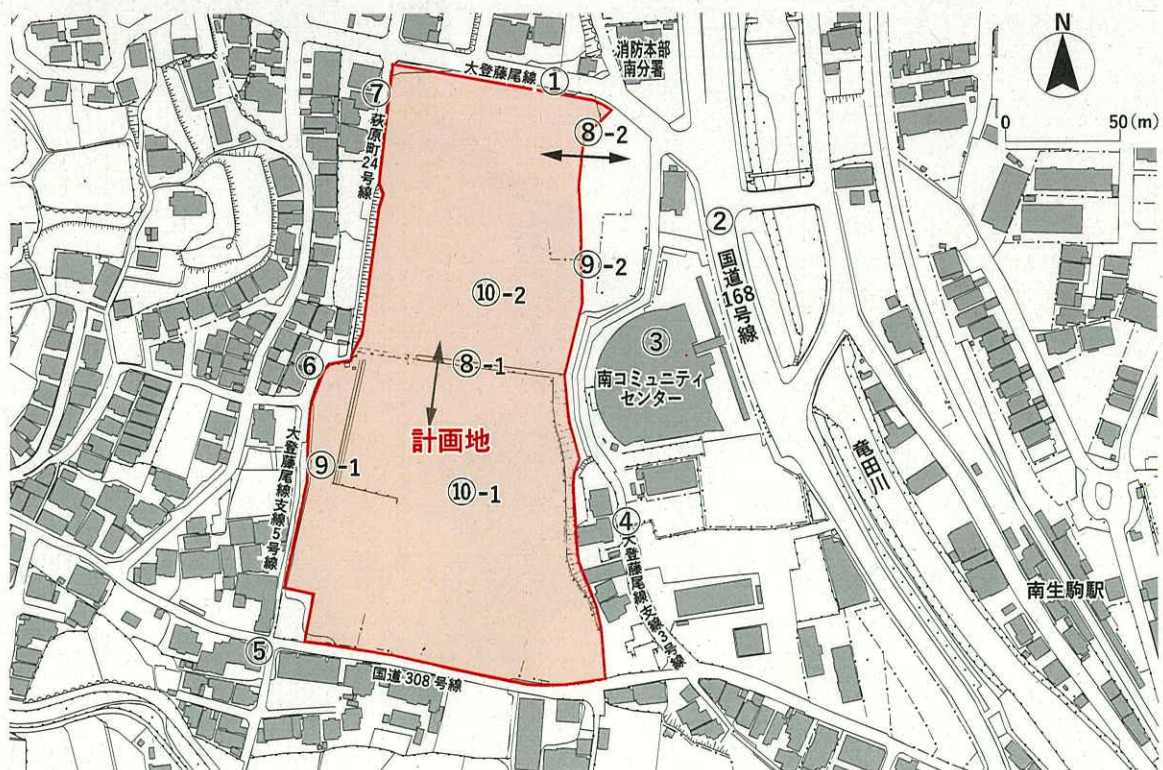
Ⅱ 基本計画策定にあたっての条件整理

生駒南小学校・生駒南中学校施設一体型整備事業基本計画策定業務

(2) 計画地の概要

■ a.概要

- ・所在地 : 生駒市萩原町 335 番地 (生駒市立生駒南小学校)
生駒市萩原町 90 番地 (生駒市立生駒南中学校)
- ・敷地面積 : 約 26,500 m² (生駒市立生駒南中学校・小学校 合計)
- ・用途地域 : 第一種住居地域
- ・容積率 : 200%
- ・建ぺい率 : 60%
- ・接道 : 東側 (大登藤尾線支線 3 号) 幅員 3.5 ~ 7.2m
西側 (萩原線 24 号線、大登藤尾線支線 5 号) 幅員 1.3 ~ 4.5m
2 項道路敷地後退済
南側 (国道 308 号線) 幅員 3.0 ~ 4.4m
2 項道路敷地後退済
北側 (大登藤尾線) 幅員 8.3 ~ 6.1m
- ・防火指定 : 法 22 条区域
- ・高さ制限 : 道路斜線 : 1.25L
隣地斜線 : 1.25L + 20m
15m 斜線高度地区、15m 高度地区
- ・日影規制 : 日影規制 : 4h - 2.5h / 4m (建築物の高さ 10m 超の場合)
- ・その他 : 市街地景観区域 (生駒市景観計画)



■ b.現況写真



①大登藤尾線



②国道 168 号線
③南コミュニティセンター



④大登藤尾線支線 3 号線



⑥大登藤尾線支線 5 号線



⑤国道 308 号線



⑦萩原町 24 号線



⑧-1 グラウンド境界高低差



⑧-2 中学校敷地内高低差



⑦萩原町 24 号線



⑧-1 グラウンド境界高低差



⑧-2 中学校敷地内高低差



⑨-1 小学校側のモリさん



⑨-2 中学校側のモリさん



⑩-1 小学校グラウンド



⑩-2 中学校グラウンド

① 大登藤尾線：計画地北側は 2 車線 + 歩道付き道路となっています。

② 国道 168 号線：計画地東側は国道となっています。

③ 南コミュニティセンター：ホールや図書館が設置された施設で、避難所等に指定されています。

④ 大登藤尾線支線 3 号線：計画地沿いに擁壁で造成されており、中学生の通学路となっています。

⑤ 国道 308 号線：計画地南側は 1 車線 + 一部歩道付き道路となっています。

⑥ 大登藤尾線支線 5 号線：車は通れず、小学生の通学路となっています。

⑦ 萩原町 24 号線：計画地西側の住宅地への生活道路と小学生の通学路となっています。

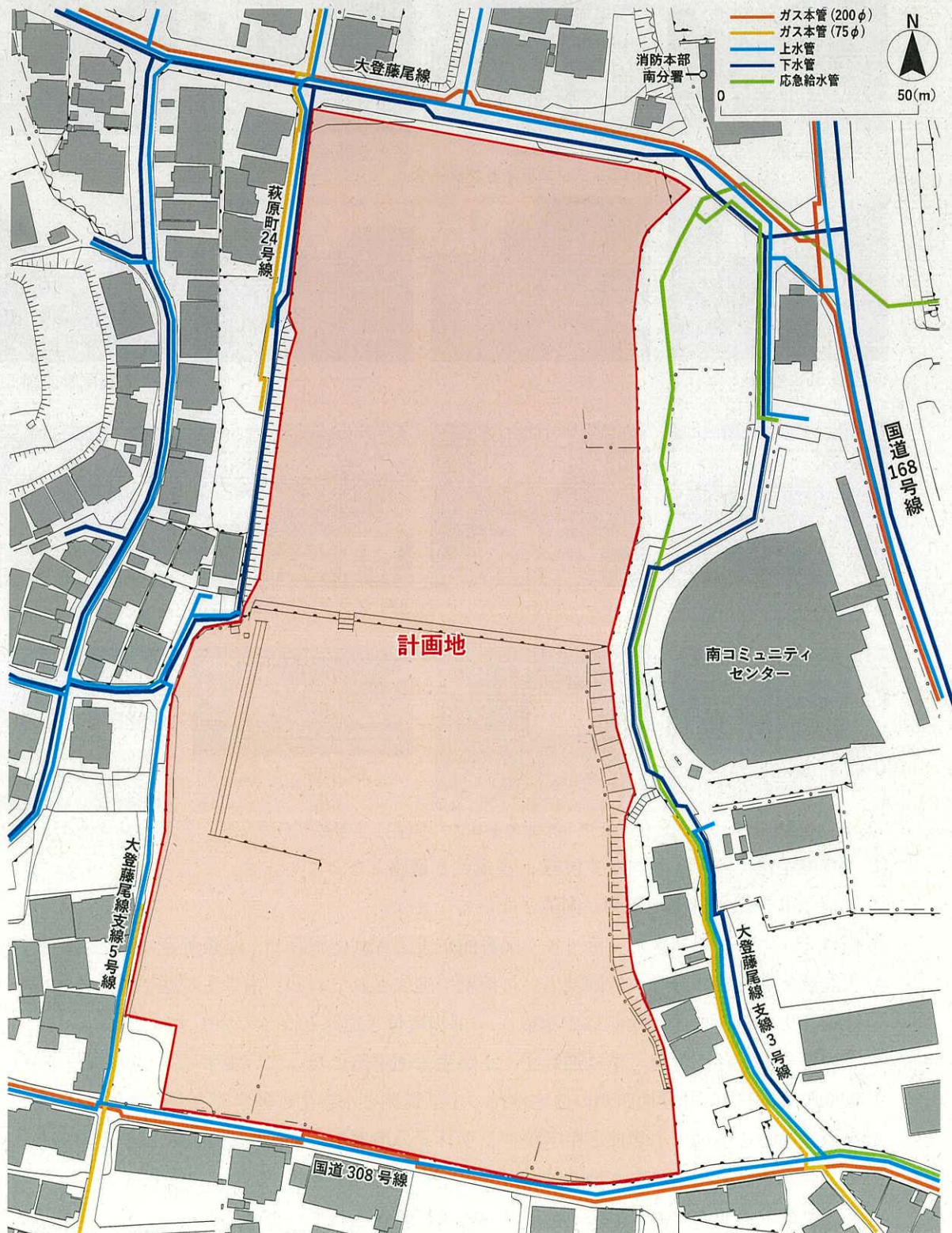
⑧ 高低差のある敷地：小学校と中学校グラウンドの境界や、中学校敷地内に高低差があります。

⑨ モリさん：計画地内にあり地域の方がお参りに来られます。

⑩ グラウンド：小中どちらも広く整形な運動場が整備されています。

■ c.敷地周辺インフラ状況

現況の敷地周辺インフラ状況について以下に記載します。



(3) 小学校及び中学校の概要

■生駒南小学校

○学校の特徴

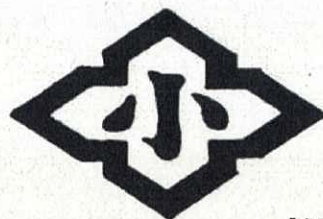
かつては、大阪のベッドタウンとして住宅開発が進み、児童数が急激に増加した時期もありましたが、学校の分離等を経て現在は児童数が 340 名程度の中規模校となっています。地域や保護者は学校教育に対して協力的であり、学校と地域との結びつきも深く、教育、福祉等の施設も整い、地域の人々が相互に連携し、住みよいまちづくりへの努力が積み重ねられています。令和 6 年度で創立 150 周年を迎えました。

○めざす児童像

自ら学び、考え、判断できる子・仲間を思いやり、支え合う子・心身ともに健康でたくましい子

○学校教育目標（令和 6 年度）

『みんな元気で なかまを思いやり みずから学ぶ子』の育成



〔生駒南小学校校章〕

■生駒南中学校

○学校の特徴

生駒南中学校は昭和 22 年に開校されました。昭和 28 年に現在の場所に校舎を建設し、生徒数急増のため昭和 59 年に大瀬中学校と分離しています。その後いくつかの改修・改築が行われ、現在の姿となっています。

○校訓

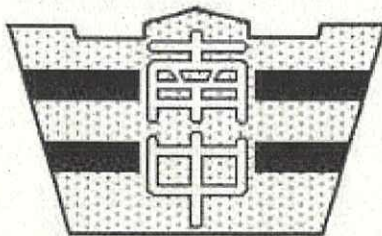
自主・共同・実践

○学校教育目標（令和 6 年度）

人権尊重の精神を持った次代の担い手となる豊かな人間性と創造性をそなえた生徒の育成

○スローガン

みんなが愛する学校



〔生駒南中学校校章〕

(4) 児童生徒数の推移

■児童生徒数の推移

令和6年度において生駒南小学校の児童数は337人で学級数が18クラス（特別支援学級含む）、生駒南中学校の生徒数は131人で学級数が8クラス（特別支援学級含む）となっています。児童生徒数は減少傾向にあり、小中一貫教育を行うことによる校区の見直しが行われれば、推移数が変わる可能性があります。基本計画では2学級として計画します。

[生駒南小学校]

1～2学級/1学年
開校時

学年	R6年度		R7年度		R8年度		R9年度		R10年度		R11年度	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
1年	33	2	55	2	46	2	49	2	61	2	55	2
2年	54	2	33	1	55	2	46	2	49	2	61	2
3年	53	2	54	2	33	1	55	2	46	2	49	2
4年	49	2	53	2	54	2	33	1	55	2	46	2
5年	57	2	49	2	53	2	54	2	33	1	55	2
6年	67	2	57	2	49	2	53	2	54	2	33	1
特別支援	24	6	24	6	24	6	24	6	24	6	24	6
計	337	18	325	17	314	17	314	17	322	17	323	17

※ 1年生30人程度学級、2～6年生35人学級を基本としています

[生駒南中学校] ※2

全学年が1学級
開校時

学年	R6年度		R7年度		R8年度		R9年度		R10年度		R11年度	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
1年	39	1	47	2	38	1	30	1	34	1	35	1
2年	44	2	39	1	47	2	38	1	30	1	34	1
3年	40	1	44	2	39	1	47	2	38	1	30	1
特別支援	8	2	8	2	8	2	8	2	8	2	8	2
計	131	6	138	7	132	6	123	6	110	5	107	5

※ 40人学級を基本としています

※2 現校区での見込み人数となっています

III 施設計画

1. 校舎づくりコンセプト

生駒南小学校・生駒南中学校整備事業基本構想や第3次生駒市教育大綱をもとに、義務教育学校の校舎設計ビジョンと3つの中心コンセプトを策定しました。

■ねらい

生駒南小学校・生駒南中学校は校舎が老朽化しているため、新たに校舎を設計・建設することになりました。2016年の学校教育法改正により、9年間の義務教育を一貫して行う義務教育学校の設置が可能となっています。小中学校をそれぞれ建設する選択肢もありますが、同時期に小中学校を新築する機会は多くありませんから、この機会を最大限活かしたいと考えています。将来の教育課題に対応できる教育環境を実現するため、生駒南小中学校を義務教育学校として設置します。

9年間一貫した教育を行うことで、子どもたちにとっては進学時の負担が軽減されることとなりますし、先生方は長期間にわたる成長を見届けることが可能となります。先生方が児童・生徒ひとりひとりと向き合うことに加えて、地域全体で子どもたちを見守り育てる体制が構築できれば学校が地域の中心として活性化することでしょう。校舎はそのための基盤となる空間です。義務教育段階のすべての児童・生徒と保護者の皆さま、先生方、そして地域住民の皆さまの交流拠点としての学校をつくるための出発点としたいと思います。

■ 義務教育学校の特徴

環境の変化による負担を減らし、安定した学びの場を提供できる点が特徴です。なお、義務教育学校になっても、公立の小中学校としての教育課程は変わらず、国の学習指導要領に基づいた授業が行われるため、これまでと同じように安心して学ぶことができます。

■ 校舎設計ビジョン

すべての人にとっての「学び」と「交流」の拠点

■3つの中心コンセプト



I【学び】：自分で選び、自分に合った方法で、自分のペースで学ぶ学校

子どもたちが自ら学びたいと感じ、主体的に物事に取り組むことができる学校を目指した設計とします。また、子どもたちが多様な人たちと交わり、豊かな人間関係を築くために、日常的に他の学年との交流が生じるような教室設計・配置とします。

- ①どのような時代にも対応できる自由度の高い空間を有する学校とし、子どもたち自身が学ぶ場所も選択できるような環境としつつ、従来の一斉授業も可能な可変性ある設計とします。
- ②多様な年齢の子どもたちが共通して使うスペースや、校舎のいたるところに掲示・展示スペースを設けることで、みんなが自然と集まり、楽しく学び個性を発揮できる場をつくります。
- ③床や壁の色や素材、照明器具、家具の高さや校舎内の高低差、採光の工夫により、居心地の良さと学びやすさを両立させ、探究的な学びや協働的な学びに集中できる環境とします。

II【地域拠点】：地域と共にある学校

学校はまちの公共施設であるという考え方にに基づき、地域の人たちが気軽に利用できる空間を設置し、多様な仲間と共にいつまでも心に残り続けるかけがえのない経験ができる学校を目指します。

- ①子どもから高齢者まで、多様な年齢の人たちが共に学び合い交流するためのバリアフリー空間とし、地域の人たちや保護者も共に学び、共に遊べる学校とします。
- ②ICT制御システム等、校舎教室環境のDXの実装により、子どもたちと地域の人たちとの安全安心な交流と、予約時・使用時等の施設管理業務における人的負担の軽減を実現させます。
- ③隣接する南コミュニティセンターとの連携を図り、子どもたちと地域の人たちが両施設を目的に沿って利用できることとし、生駒南地区の「まちの拠点」となることを目指します。

III【インクルーシブ】：他者を思いやることができる心を育むインクルーシブな学校

ユニバーサルデザインを取り入れ、誰もが心地よく過ごせる施設の中で、子どもたちがリラックスして学び、先生たちが働きやすい環境を目指します。

- ①教室の内外に固定的な用途を持たない小部屋を設ける等、空間における画一感を排し、ダイバーシティ & インクルージョン^{※1}を推進します。
- ②あらゆる場所から校舎全体を見渡せるような開放的で死角の少ない大きな吹き抜け構造としつつ、同時にあらゆる場所で「一人にもなれる」空間設計とします。
- ③周囲の音や光など環境からのストレスを感じるような子も居心地良く過ごせるようなスペースを十分に設け、すべての子が通いやすい学校施設とします。

【安全】： 子どもたちの生命と安心を守る安全な学校施設の整備

- ①異年齢の子どもたちが共に安心して過ごすための施設を整備します。
- ②外部からの不審者の侵入を防止しながら、円滑な学校運営を実現する防犯安全性を確保します。
- ③転落防止やケガ防止などの学校事故を防止する安全対策を徹底します。

【生活】： 新しい生活様式を踏まえ、清潔で快適な日常を支える設計

- ①感染症の拡大や熱中症を防止し、生命を守る衛生環境を整備します。
- ②学校全体が光と風に包まれる健康的な校舎とします。
- ③素材や色彩に配慮し、温もりを感じる居心地良い空間とします。

【環境】： 脱炭素社会の実現に貢献する持続可能な環境への配慮

- ①環境モデル都市・脱炭素先行地域としての省エネルギーや再生可能エネルギーを導入します。
- ②様々な環境配慮の整備計画を子どもたちの環境学習に活かします。
- ③^{※2}ZEB Ready ^{※3}達成を目指し、カーボンニュートラルの実現に貢献する公共施設とします。

※ 注釈

※1 ダイバーシティ&インクルージョン

多様性をありのまま受け入れ、認め合い、生かしていくこと。

※2 ZEB Ready

建物の消費エネルギー量を基準の50%以下まで削減すること。(再生可能エネルギーを除く)

※3 カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。

■ 義務教育学校として実現する「学び」と「交流」の拠点

「すべての人にとっての『学び』と『交流』の拠点」を実現するために、9年間の一貫教育を基盤とし、学びの継続性を確保しながら、地域とのつながりを深め、多様性を尊重する環境を育むことを目指します。

I. 学び

「自分で選び、自分に合った方法で、自分のペースで学ぶ学校」を実現するには、子ども一人ひとりの発達や興味に応じた柔軟な学びが重要です。義務教育学校では、小中を一体化することで、異学年での学び合いや個別最適な学習がより実現しやすくなります。

II. 地域拠点

「地域の防災拠点であり交流拠点となる学校」として、義務教育学校は地域と長期的な関係を築きやすく、持続的な連携が可能です。9年間の教育課程の中で、地域と協働するカリキュラムを組み、防災・交流の拠点としての役割を強化できます。

III. インクルーシブ

「多様性・個性を尊重し、相手を思いやる心を育む学校」として、長期間の継続的な関わりを通じ、多様な価値観に触れる機会を増やし、共に学び成長する文化を育むことができます。

■ 義務教育学校の課題解決

義務教育学校には「6年生の成長の機会が減る」「卒業式の区切りがなくなる」といった課題があります。従来の小学校では6年生が最上級生としてリーダーシップを発揮しましたが、義務教育学校では9年生が最上級生となるため、6年生の役割が曖昧になりがちです。そこで、6年生を「前期の最上級生」と位置づけ、リーダーシップを育む活動を設けることで成長の機会を確保します。また、卒業式がなくなることによる区切りの喪失には前期課程の「修了式」や7年生への「ステップアップセレモニー」等を設けることで、達成感や成長の実感を得られるよう工夫します。

このように、義務教育学校の強みを生かしながら、課題に対する適切な対策を講じることで、新しい学校ビジョンに基づいた「学び」と「交流」の拠点を築くことを目指します。

2. 計画諸室

所要室一覧

所要室について以下を目安とします。

■校舎

		室数	単位面積 (㎡)	面積 (㎡)	備 考
普通教室	普通教室(1-2年生)	4	108	432	学習空間8.0m×11.5m、デン空間4m×4m
	普通教室(3-6年生)	8	84	672	学習空間8.0m×8.5m、デン空間4m×4m
	教科教室(7(中1)-9(中3)年生)	8	68	544	学習空間8.0m×8.5m
	多目的教室(1-6年)	3	68	204	普通教室1.0教室分
	多目的スペース(3-9(中3)年生)	7	96	672	1普通教室あたり0.7教室分程度、ロッカースペースを含む
	多目的教室(特別支援)	8	34	272	普通教室0.5教室分(4~8学級に分割可能)
	通級指導教室	2	34	68	普通教室0.5教室分
	ブレイルーム(特別支援)	1	102	102	普通教室1.5教室分
特別教室	図書室(メディアセンター)	1	272	272	普通教室4.0教室分(司書スペース・書庫含む)
	放送室	1	34	34	普通教室0.5教室分(放送機材室+スタジオ)
	理科室	2	102	204	普通教室1.5教室分
	理科準備室	2	34	68	
	調理室	1	102	102	普通教室1.5教室分
	調理準備室	1	34	34	
	被服室	1	102	102	普通教室1.5教室分
	被服準備室	1	34	34	
	音楽室	1	102	102	普通教室1.5教室分
	音楽室(演奏)	1	136	136	普通教室2.0教室分
	音楽準備室・楽器庫	1	68	68	
	図工室	1	102	102	普通教室1.5教室分
	図工準備室	1	34	34	
	美術室	1	102	102	普通教室1.5教室分
	美術準備室	1	34	34	
	技術室	1	136	136	普通教室2.0教室分(マシンスペース0.5教室分含む)
	技術準備室	1	34	34	
	児童会・生徒会室	1	68	68	普通教室1教室分
	ランチルーム	1	238	238	普通教室3.5教室分
	教科メディアスペース	2	34	68	普通教室0.5教室分(理科、図工美術)
	階段教室	1	136	136	普通教室2.0教室分
管理諸室	職員室	1	272	272	普通教室4.0教室分、執務机48席(事務員執務スペース)含む、フリーアドレス考慮
	相談コーナー	1	16	16	職員室に隣接して設ける
	教材作成室	1	48	48	印刷室、教材作成スペース、映像編集スペース等
	教員休憩室	1	34	34	給湯、休憩スペース
	校長室	1	34	34	普通教室0.5教室分
	保健室	1	102	102	普通教室1.5教室分、ファミリススペース(静養室、トイレ、シャワー)含む
	カウンセラー室・相談室	1	68	68	普通教室1.0教室分、個室の相談室を複数確保
	スペシャルサポートルーム	1	68	68	普通教室1.0教室分、2分割対応
	サポートルーム	9	16	144	普通教室まわりに設ける、学年CRユニット/特支CRユニット毎に1室程度
	職員更衣室	1	34	34	普通教室0.5教室分
	教材室	4	34	136	各階に設ける
	地域連携室	1	34	34	普通教室0.5教室分
共有室	昇降口(1-6年生)	1	136	136	普通教室2.0教室分
	昇降口(7(中1)-9(中3)年生)	1	68	68	普通教室1.0教室分
	職員来客用玄関	1	34	34	
	地域用玄関	1	34	34	
	給食受入室	1	68	68	1階にも設ける
	給食配膳室	3	34	102	1階以外の各階に設ける
	児童・生徒更衣室	4	34	136	普通教室0.5教室分
	廊下・階段・E V トイレ・バリアフリー P S・E P S・機械室			3,271	床面積の33%相当
合計			9,913	㎡ 一丸め 9,920㎡	

■屋内運動場

	室数	単位面積 (㎡)	面積 (㎡)	備 考
講堂	メインアリーナ	1	918	27m×34m、固定ステージ、ステージ下収納、袖控室は設けない
	器具庫	1	112	
運動場	サブアリーナ	1	432	27m×16m
	器具庫	1	64	
共有	更衣室・トイレ・バリアートル	1	64	
	備蓄倉庫	1	32	外部からの利用考慮
	空調機械室	2	24	アリーナ空調考慮
	廊下等	1	60	
合計			1,730	㎡ →丸め 1,730㎡

■付属施設

	室数	単位面積 (㎡)	面積 (㎡)	備 考
屋外	屋外便所	1	40	男・女・HWC
	屋外倉庫	1	40	体育用品倉庫、保管倉庫
	更衣室	2	20	部活動用更衣室
	ゴミ置場	1	適宜	エクステリア既製品等
	プロパン庫	1	適宜	エクステリア既製品等、自立運転型GHPの災害用燃料の備蓄を兼ねる
合計			120	㎡ →丸め 120㎡

■学童保育施設

	室数	単位面積 (㎡)	面積 (㎡)	備 考
学童	学童保育室	4	68	普通教室1.0教室分
	静養室	1	20	
	倉庫	1	20	外部からの利用考慮
	アメニティスペース	1	50	WC・キッチン・洗濯
	玄関・廊下	1	50	
合計			412	㎡ →丸め 420㎡

■計画面積

	面積 (㎡)	備 考
校舎	9,920	㎡
屋内運動場	1,730	㎡
付属施設	120	㎡
学童保育施設	420	㎡
総合計	12,190	㎡

3. 構造計画の方針

(1) 計画の方針

- ・地震等の災害後、構造体などの大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるよう構造上十分安全な計画とします。また多様な学習内容・形態に対応できる柔軟な空間づくりを目指します。

(2) 耐震性能の目標

- ・国土交通省が定める「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年）」では学校施設は「多数の者が利用する施設」として以下の安全性の分類基準となっています。

■耐震安全性の分類

施設の用途	対象施設	耐震安全性の分類		
		構造体	建築非構造部材	建築設備
災害対策の指揮、情報伝達等のための施設	指定行政機関が入居する施設 指定地方行政ブロック機関が入居する施設 東京圏、名古屋圏、大阪圏及び地震防災対策強化地域にある指定行政機関が入居する施設	I 類	A 類	甲類
	指定地方行政機関のうち、上記以外のもの及びこれに準ずる機能を有する機関が入居する施設	II 類		
被災者の救助、緊急医療活動等のための施設	病院関係機関のうち、災害時に拠点として機能すべき施設	I 類	A 類	甲類
	上記以外の病院関係施設	II 類	A 類	
避難所として位置付けられた施設	学校、研究施設等のうち、地域防災計画で、避難所として指定された地域	II 類	A 類	乙類
危険物を貯蔵又は使用する施設	放射性物質又は病原菌類を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	I 類	A 類	甲類
	石油類、高圧ガス、毒物等を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	II 類	A 類	
多数の者が利用する施設	学校施設、社会教育施設、社会福祉施設等	II 類	B 類	乙類
その他	一般官公庁施設 (上記以外のすべての官庁施設)	III 類	B 類	乙類

■耐震安全性の基準

- ・耐震安全の分類で目指す目標は以下です。

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I 類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	II 類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	III 類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生ずるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材	A 類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B 類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動などが発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当機関継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

新校では上表をもとにした耐震性能を基本とします。

■新校での耐震安全性の目標

- ・耐震安全性の分類では、避難所として位置図けられていない学校施設（多数の者が利用する施設）の非構造部材は、B 類であるが、新校では災害時に校舎を避難所として活用する計画のため、A 類とします。
- ・また性能を確保する上では文部科学省「小学校・中学校施設整備指針（令和 4 年 6 月）」「小学校・中学校施設整備指針（令和 4 年 6 月）」などにも留意するとともに、維持管理に配慮した構造計画を行います。

	構造体	建築非構造部材	建築設備
学校機能	II 類	A 類	乙類
避難施設機能 ※メインアリーナ等			

4. 設備計画の方針

(1) 計画の方針

新校の電気設備及び機械設備計画は以下の方針とします。

■維持管理への配慮

メンテナンスの容易さ、将来的に容易に改修できる設備スペースや考え方を構築します。

■ランニングコストの低減

ランニングコストの低減化を図ることのできる高効率機器などを採用します。

■環境配慮・省エネルギー

生駒市のゼロカーボン宣言、エコスクールの考え方のもと「ZEB Ready」を目指した設備計画を構築します。

■災害時における継続利用

災害時の「避難所」としての役割を担うことのできるバックアップ体制を構築します。

(2) 電気設備計画の方針

■照明・電灯・コンセント設備

- ・LED 照明システム制御や人感センサー点滅制御などを通して省エネ化を図ります。
- ・自然採光を積極的に確保します。

■情報通信設備

- ・1人1台端末教育に対応した ICT 環境整備（高速大容量の通信ネットワーク）を行います。

■電話・校内放送・テレビ受信設備

- ・職員室から校舎内、グラウンド及び屋内運動場へ音声放送可能な放送設備を設けます。
- ・小学校と中学校でチャイムや校内放送を区分できる仕様とします。
- ・近隣への影響を考慮し、屋外への校内放送は、校舎内の放送と区別できる仕様とします。
- ・テレビ受信設備や各種イベントに対応できる放送設備を設けます。

■その他設備

- ・太陽光発電を採用します。
- ・非常時は太陽光発電機と電源自立型空調 GHP により、電力使用（スマートフォン充電や、アリーナ空調、照明、コンセント）を可能とします。

(3) 機械設備計画の基本方針

■空調設備

- ・室ごとの目的に応じた適切な空調設備を選定します。
- ・室ごとで個別運転や管理が容易な設備システムを構築します。
- ・地域開放エリアとの兼ね合いなど、管理運営のゾーニングに配慮した空調ゾーニングを計画します。
- ・避難所として利用するアリーナの空調系統は電源自立型空調 GHP を採用します。

■換気設備

- ・室ごとの目的に応じた適切な換気設備を選定します。
- ・普通教室、屋内運動場には積極的に自然換気設備を設置し高温多湿対策を講じます。

■給排水設備

- ・給水方式は受水槽方式とし、児童・生徒・教職員人数に対応した容量とします。
- ・排水は敷地北側の市道大登藤尾線に埋設されている公共下水に放流を基本とします。
- ・節水型器具を積極的に採用します。
- ・シャワーなど局所給湯方式の設備を設けます。

(4) セキュリティ計画の方針

地域に開かれた学校を目指し、緑地帯等による視認性の良い土地利用を基本とし、補完的な設備として、死角や出入りに補助的な監視設備を用います。

■防犯カメラ

- ・モニターを職員室に設置して管理します。

■門扉など

- ・正門、通用口など敷地出入口にインターホンや電気錠を設けた門扉を設置します。

■地域開放エリア

- ・ICT を活用した予約システムやスマートロックの導入を検討し、地域と学校の共同利用を可能とします。